

## 参考資料1 災害時要援護者関連施設の定義について

災害時要援護者関連施設は、概ね次に掲げる施設とする。

- 1 児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設）
- 2 老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する施設）及び有料老人ホーム（同法第29条に規定する施設）並びに老人居宅生活支援事業を行う施設等（同法第5条の2第3項から第6項までに規定する事業を行うものに限る。）
- 3 介護保険施設（介護保険法（平成12年法律第123号）第8条第22項に規定する施設）
- 4 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する施設）
- 5 障害福祉サービス事業所（障害者自立支援法第5条第5項に規定する療養介護、同条第6項に規定する生活介護、同条第7項に規定する児童デイサービス、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する共同生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援及び同条第16項に規定する共同生活援助を行うものに限る。）
- 6 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する施設）
- 7 身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法附則第41条第1項に基づく施設）
- 8 知的障害者援護施設（障害者自立支援法附則第58条第1項に基づく施設）
- 9 知的障害者福祉工場（昭和60年5月21日厚生省発児第104号厚生事務次官通知「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」に基づく施設）
- 10 精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法附則第48条に基づく施設）
- 11 福祉ホーム（障害者自立支援法第5条第22項に規定する施設）
- 12 精神障害者退院支援施設（平成18年9月2日厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく施設）
- 13 重症心身障害児（者）通園事業（平成15年11月10日障発第1110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」に基づく施設）
- 14 地域活動支援センター（障害者自立支援法第5条第21項に規定する施設）
- 15 医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する施設）
- 16 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条に規定する学校施設）
- 17 その他
  - (1) 救護施設、更生施設及び医療保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する施設）
  - (2) 特別支援学校（学校教育法第72条に規定する学校施設）
  - (3) その他災害時要援護者に関連する施設